

都市計画法第62条第1項の規定により、京都府知事から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成30年3月6日

京都市長 門川 大作

1 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業
I・III・25号鴨川東岸線

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

京都市東山区福稲柿本町及び福稲岸ノ上町地内

(2) 使用の部分

なし

3 事業施行期間

平成 9年 6月10日から平成33年3月31日まで

4 図書の縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市建設局道路建設部道路建設課

(建設局道路建設部道路建設課)